

# 臨時的任用職員及び非常勤講師の登録について

現在、全ての校種等で登録者が少ない状況にあります。「今すぐ、仕事ができる方」「近々、仕事ができる方」「既卒の方」「大学院生で教職を志望している方」は是非登録をお願いします。

登録の方法は次のとおりです。

神奈川県内の公立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校では、出産休暇中の教員や育児休業中の教員等の代替として、臨時的任用職員及び非常勤講師を登録者の中から必要に応じて任用しております。

つきましては、登録を希望される方は、次により申込みをしてください。**教員免許状をお持ちの方は年間を通じて、いつでも申し込むことができます。**

なお、登録いただいても担当教科等の関係で必ずしも任用されるとは限りませんので、その点は十分に御承知おきください。

## 1 申込・照会先（申込書類の提出先）

### （１）県立学校

学校の種類	申込・照会先（申込書類の提出先）	電話番号
神奈川県立の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校	神奈川県教育委員会教育局行政部 教職員人事課県立学校人事調整グループ 〒231-8588 横浜市中区日本大通 1 東庁舎 10 階	045-210-8154

- (注) ・来年3月に教員免許状取得見込みの方も申し込むことができます。
- ・受付日時…毎週月・水・金曜日の午前9時から午前11時30分及び午後2時から午後4時30分まで。（国民の祝日、振替休日及び12月29日～1月3日を除く。）事前に予約の必要はありません。県立高等学校、県立特別支援学校の両方に登録される方は、履歴書をそれぞれ一通御持参ください。
  - ・登録の有効期限は、提出日から2年間とします。登録の継続を希望する場合は再提出をお願いします。
  - ・申込の際は、履歴書以外の書類は不要です。

### （２）市町村立学校（政令指定市立を除く）

学校の種類	申込・照会先（申込書類の提出先）	電話番号
横須賀市の公立小学校、中学校及び特別支援学校及び市立高等学校等	横須賀市教育委員会事務局教育総務部教職員課 〒238-8550 横須賀市小川町 11 (横須賀市役所本館 1 号館 6 階)	046-822-8472 (直通)
鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、葉山町、寒川町の公立小学校、中学校等	湘南三浦教育事務所職員課 〒251-0025 藤沢市鵠沼石上 2-7-1 (神奈川県藤沢合同庁舎 5 階)	0466-26-2111 (内線 503)
厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村の公立小学校、中学校	県央教育事務所職員課 〒243-0004 厚木市水引 2-3-1 (神奈川県厚木合同庁舎 3 号館 2 階)	046-296-7545 (代表)
平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町の公立小学校、中学校	中教育事務所職員課 〒254-0073 平塚市西八幡 1-3-1 (神奈川県平塚合同庁舎 5 階)	0463-22-9503 (直通)
小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町の公立小学校、中学校	県西教育事務所職員課 〒250-0042 小田原市荻窪 350-1 (神奈川県小田原合同庁舎 3 階)	0465-32-8000 (内線 3412)

- (注) ・来年3月に教員免許状取得見込みの方も申し込むことができます。
- ・各教育事務所及び市教委への申込みは、事前に連絡を取り、申込み書類や登録日時の確認をしてください。

## 2 申込資格（教員免許状を所有又は取得見込みの方）

希望する職	免許状
(1) 小学校教員	小学校の普通免許状
(2) 中学校教員	中学校の普通免許状
(3) 高等学校教員	高等学校の普通免許状
(4) 特別支援学校教員	特別支援学校の普通免許状または上記の(1)(2)(3)のいずれかの免許状
(5) 養護教諭	養護教諭の普通免許状

- (注) ① 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事項に該当する人は申し込めません。  
② 教員免許状取得見込みの方の採用は免許状取得後になります。  
③ 教員免許状の修了確認期限が経過している方の任用は、有効性の回復後になります。

## 3 申込方法

(1) 勤務可能な校種、職及び地域（表面参照）を選択の上、各申込・照会先（申込書類の提出先）に「(2) 申込書類」を持参してください。

(2) 申込書類

ア 県立学校

- ・市販の履歴書1通…写真貼付のもの。

イ 市町村立学校

- ・市販の履歴書1通…写真貼付のもの。
- ・その他（詳しくは、各提出先にお問合せください。）

※ 横浜市、川崎市及び相模原市教育委員会所管の学校を希望される方は、それぞれの教育委員会にお問合せください。

## 4 任用をお願いする場合には、該当の登録先から御連絡いたします。

任用につきましては、種々の条件（教員等の代替を必要とする学校があること等）が満たされた場合のみに限られています。そのため、登録いただいても任用されないことがあります。

## 5 待遇等

(1) 臨時的任用職員

ア 給与・勤務時間…正規職員に準じます。

イ 任用期間…3か月程度から1年までの任用となります。

ウ 休暇…任用期間に応じて、有給休暇が与えられます。

（例）任用期間が6か月の場合には有給休暇は8日。

(2) 非常勤講師

ア 給与等…週当たりの担当授業単位数に応じて支給します。

イ 任用期間…任用の事由により異なります。

ウ 休暇…任用の形態によって異なります。

**神奈川県  
まっています！**

